

令和6年度第7回徳島地方最低賃金審議会
第2回特定最低賃金合同専門部会 議事録

1 開催日時等

日時 令和6年12月23日(月)午前10時00分～午前10時40分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

2 出席者

○本審

(公益委員)稲倉委員 段野委員 端村委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員

(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

○一般機械等専門部会

(公益委員)端村委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)川口委員 辻委員 坊野委員

(使側委員)天野委員 森委員 渡辺委員

○電気機械等専門部会

(公益委員)稲倉委員 段野委員 端村委員

(労側委員)木戸委員 矢頭委員 横井委員

(使側委員)五島委員

3 議題

(1) 令和6年度の最低賃金審議結果と総括について

(2) 令和7年度の審議予定について

(3) その他

4 議事

会長

ただいまより、令和6年度第7回徳島地方最低賃金審議会及び第2回特定最低賃金合同専門部会を開会いたします。

事務局は、本日の委員の出席状況について報告してください。

事務局(部長)

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名または各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。本審委員は15名の出席がありますので、有効に成立をいたしております。

また、各専門部会は、3分の2の6名または各側委員の3分の1の各1名以上の出席で成立することとなっております。一般機械専門部会委員は9名、電気機械専門部会委員は7名の出席がございますので、いずれの専門部会も有効に成立していることを報告させていただきます。

会長

本日の会議は、第1回本審におきまして、会議を非公開とするが、議事録を公開する旨決議されておりますので、会議を非公開としまして議事録を公開することといたします。

なお、議事録が公開されるまでの間、議事要旨が公開されることとなります。

それでは、議事を進めます。

議題1について事務局は資料の説明をお願いします。

事務局（部長）

お手元の資料1ページ目、資料1-1と資料1-2は、委員名簿となっております。

3ページ、資料2は、徳島県で決定している最低賃金の周知用リーフレットでございます。

5ページ、資料3-1は、徳島県で発効されております最低賃金の目安額、あとは未満率、影響率の推移となっております。

6ページ、資料3-2は、全国の地域別最低賃金の決定状況をランク別に並べた資料でございます。

7ページ、資料3-3は、四国各県の特定最低賃金の改定状況の推移の資料となっております。

8ページ、9ページ、資料3-4、資料3-5は、一般機械と電気機械の特定最低賃金の全国の改定状況でございます。

本年度の最低賃金の審議につきまして、11ページ、資料4-1の最低賃金審議日程の表に沿って説明をさせていただきます。

7月5日開催の第1回本審では、徳島県最低賃金の改正諮問と特定最低賃金の必要性諮問を行いました。7月24日、実地視察ですが、今年度は県最低賃金の対象事業場を実施をいたしました。

8月1日開催の第2回本審においては目安答申の伝達を行い、同日開催した専門部会から具体的な金額審議に入り、目安額を参考に県最賃専門部会において議論を重ねていただきました。県最賃専門部会を8月1日、2日、9日、21日、29日と開催し、第5回県最低賃金専門部会におきまして、全国で最も高い84円の引上げ、980円となる公益見解が提示され、賛成多数で結審、本審に専門部会報告がなされ、同日開催の第5回本審において、この専門部会報告が賛成多数で採決され、同内容での答申をいただいたところでございます。

改正徳島県最低賃金につきましては、9月19日開催の第6回本審における異議審議の後、所定の事務手続を経て11月1日より発効しております。

12ページ、資料4-2に公益見解を添付しております。こちらにつきましては、内容は十分ご案内かと思っておりますので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

また、14ページ、資料4-3には附帯決議を添付しております。こちらも説明は省略をさせていただきます。

次に、特定最低賃金の審議について説明させていただきます。

資料は11ページにお戻りいただければと思います。

6月に改正の申出書を受理した一般機械と電気機械につきまして、7月5日開催の第1回本審において改正決定の必要性の諮問、各特定最賃専門部会設置の決議が行われました。

なお、造作材については、申出はございませんでした。

7月30日付で特定最低賃金専門部会委員の皆様の任命を経て、8月21日開催の第1回特定最

低賃金合同専門部会において改正の必要性についてご議論いただき、一般機械、電気機械のいずれも改正の必要性ありとの結論になりました。それぞれの専門部会において議論を重ねていただき、一般機械は10月16日の第4回専門部会において50円引上げとなる1,070円、電気機械は10月17日の第3回専門部会において55円の引上げとなる1,038円とする内容でそれぞれ専門部会報告が取りまとめられ、いずれも全会一致で決議されたことから、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、これら専門部会報告と同じ内容の答申をいただいたところでございます。

改正後の特定最低賃金につきましては、所定の事務手続を経て12月21日より発効しております。

以上が本年度の最低賃金の審議結果等でございます。

会長

ただいま事務局から本年度の徳島県最低賃金及び各特定最低賃金の審議経過と結果の概要につきまして説明がございました。

委員の皆様から本年度の審議を振り返ってのご意見やご感想をお伺いしたいと思います。

まず、労使を代表しまして、■■■■委員と■■■■委員からそれぞれご意見、ご感想をいただきたいと思っております。

まず、■■■■委員よろしくお願ひいたします。

■■■■委員（労側）

まず、今年の地賃ですけど、1,000円というところでの話があって、結果的に、徳島の立ち位置から980円という公益委員見解が出され、審議が全国的にも大きく注目を浴び、浴びた中での結果がまた注目を浴びたというようなことで、様々なところから、連合に対して、直接組合員とかからは特に問合せはなかったですが、様々な機関からは様々な問合せがあった地域別最低賃金980円の結果でした。

一般機械と電気機械とありますけれども、特賃のところでは、様々な議論をしたんですけど、助成金の関係で、地賃が上がることで特賃の事業場にも適用があるというようなこともありまして、そこも対応できるようにということで今年の結審内容になった、ということでもあります。助成金が適用できるようになったのはいいんですけど、地賃がダンと上がった関係で特賃との差が縮まって、特賃の優位性が今後どうなるのかというのは注目していかなければならないということを感じた今年の最低賃金審議会であったかと、私はこのように感じております。

以上です。

会長

■■■■委員、ありがとうございました。

では、■■■■委員、よろしくお願ひいたします。

■■■■委員（使側）

■■■■でございます。おはようございます。

最低賃金額については、既に決まったことですので、特段言うこともないですけども、国と

か県には経済状況を注視してもらいたいということが一番重要なことと、あと経済を活性化させるということをやっていたきたいと思っています。

国では2020年代に、全国加重平均で最低賃金を1,500円になるように取り組むということですが、B to Bの会社であれば、価格転嫁が5割ぐらいの会社でできるという話なので、B to Cに比べたらまだいいのかなと思います。一方で、飲食とか小売とか1,500円なんて本当に価格転嫁できるのかという気がしてしまっていて、結構事業所が淘汰されるんじゃないのかなと思います。そのあたりは国も先に「1,500円にする」ではなく、きちんと経済状況をみながら進めていくというのが本筋でないのかなと思います。先に最低賃金を決めるというのは、私はどう考えてもおかしいと思っています。感想としては以上です。

会長

■■■■委員、ありがとうございました。

では、ほかの委員の皆様、ご意見、ご感想がございましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

お願いします。

■■■■委員（使側）

よろしくお願いします。

徳島ショックと呼ばれるほどの最低賃金になりましたので、衝撃が大きかったことは皆さんご存じのとおりなんですけれども、その後を見ておきますと、賃上げに関しては、価格転嫁と、それと生産性向上ってところの2点がキーになってくるかと思います。

先ほど■■■■委員からもありまして、価格転嫁につきましては、私どもも非常に最賃が上がったことによって徳島の業者は価格転嫁をしやすかったんでないかなと思うぐらい価格転嫁のお知らせがすごく多かったです。それはB to Bってところで多かったとは思いますが、私の業界で言えば、それをまたB to Cという形で利用者にはなかなか転嫁できないんですけれども、B to Bにおいては非常に徳島は最低賃金がこれだけ上がったでしょうっていうことを、便乗とは言いませんけれども、ある意味価格転嫁が徳島では進んだんじゃないかなというふうに肌感覚的には思っております。

それと、生産性向上に関しましては、これだけ上がったっていうことで、設備なりに投資をして生産性をとにかく上げるっていうことに対して目が向くきっかけになったんじゃないかなというふうに思います。よく懸念されるのは、雇用を抑制するっていうことが心配されると思うんですけれども、この人手不足の時代でありますから、そういった雇用抑制は起こらずに生産性向上でいかに乗り越えていくかっていうようなところに意識が向いたのは非常によかったかなというふうに思います。そういう意味では、業務改善助成金の申請が、対前年に比べて非常に多かったですと思います。それを契機としたいと事業所のほうは思っておりますので、労働局さんのほうは非常に大変な件数があって審査のほうが遅れているというふうにも聞いておりますけれども、強力な体制で早急に審査、認定いただけたらなとお願いするところです。

以上です。

会長

ありがとうございます。
そのほかの労使委員の皆様、いかがでしょうか。
はい、よろしく願いいたします。

■委員（労側）

お世話になります。

今、国会で103万円の問題の件をやっていると思うんですけども、これは最賃が今年徳島だけじゃなくて全体的に上がったということに対して、人手不足と今までの課題のことができたなどというのが実感します。特に人手不足なんです、私たちの企業でも。この人手不足というのは12月になったらもう働けないっていうスーパーのパートさんが多かったので、これが最賃のきっかけで103万の問題になって、どうなるか分かりませんが、働ける範囲が増えたらいいですし、そのような効果も1年後検証して進めていけたらなというふうに思うので、よかったと思います。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。
ほかによろしいでしょうか。

会長

労使の皆様、ありがとうございます。
続きまして、公益委員の皆様、何かご意見、ご感想ございましたらよろしく願いいたします。

■委員（公益）

すみません、皆さんそれぞれいろんな思いがあるかと思うんですけど、公益委員見解ということで先ほどの文書を発表されたわけなんですけど、私も全国でいろんな声を聞いたところ、知事は自分がやったぞとおっしゃっているんですけど、そのところについての評価っていうのはそんなに悪くないっていうことを感じてます。ですから、徳島の実情を知らない県外の方っていうところはあるんでしょうけど、これから先を長期的に見たときには引上げてっていうのは必要だったんだろうかなと思うんですが、今回に関しては少し短期で、私たち社会保険労務士は実際に優良企業から零細企業からお客様がいらっしゃいまして、零細企業への影響って本当に大きかったです。ですから、この先こういうふうに引き上げていくよという道筋があって今回はこれだけっていうのが段階的に引き上げられたらまだ対応ができたでしょうけれど、そこがちょっと雇用者にも影響が出たところもあって、そこは忸怩（じくじ）たる思いのところもありますけれど、長期的な見方もしなきゃいけないかなっていうところは思うところです。だから、短期的なところで県もそういうことをおっしゃるのであれば、それに対する対応っていうのを先に示していただければ、もう少し結論も出しやすかったのかなと思うところでもあります。審議会としてどうだったのかなというのは公益委員の一人としていろいろ思うところはあるというところで濁しておきます。

以上です。

会長

よろしいでしょうか。

(意見なし)

会長

ありがとうございます。

皆様からいただきましたご意見につきましては、来年度の審議に生かしていきたいと思いを。

事務局は各委員のご意見を踏まえまして、円滑な審議会運営に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議題2につきまして事務局は説明をお願いいたします。

事務局(部長)

15ページ、資料5をご覧くださいと思います。

令和7年度の審議日程の予定についてご説明させていただきたいと思いを。

まず、本審、専門部会の開催日ですが、委員の皆様のご都合も確認させていただきながら、十分に審議を尽くしていただけるよう、余裕のある審議日程となるように努めてまいりたいと考えております。

それでは、表の1月から順に説明をいたします。

1月、特定最低賃金の適用使用者数、適用労働者数を確定し、お知らせをいたします。これは、特定最低賃金の改正の申出を行う場合に必要な数字となります。一般機械と電気機械の申出はいずれも公正競争ケースとなっておりまして、該当する特定最低賃金の適用を受ける労働者または使用者のおおむね3分の1以上の合意がある場合に改正あるいは廃止の申出ができることとなっております。この3分の1の計算をする際の基となる数字となっております。

3月、例年でございますと、関係労使から特定最賃の改正に関する意向表明をいただいております。意向表明がございましたら速やかに1月に確定した適用使用者数、適用労働者数を関係労使に再度お知らせをいたします。

5月、公益委員会議を開催し、令和7年度の公益委員の役割分担等について話し合ってください予定としております。

6月、第1回本審を開催し、会長、会長代理を選任し、あり方検討小委員会の設置を決定し、同委員会の委員の指名をいただく予定としております。このことから、本年度の第1回の開催日、7月5日より早い6月に開催する予定としております。あり方検討小委員会では、具体的な審議方法、日程等について話し合ってください予定としております。

7月、第2回本審を開催し、労働局長から県最賃の金額改正諮問及び特定最賃改正の必要性諮問を行う予定としております。

7月下旬、予定では中賃から目安が示されることとなっておりますので、これを踏まえまして、第3回本審を開催し、目安伝達を行います。同日、引き続き第1回県最賃専門部会を開催し、さらに8月上旬以降、第2回以降の県最賃専門部会を開催し、具体的な金額について審議を重ね、専門部会に専門部会報告をいただき、その後開催される本審において答申をいただく予定としております。答申の後、異議申出期間が経過した後に開催する本審において異議の審議を行い、異

議の取扱いについて答申をいただく予定としております。また、特定最低賃金の改正の申出があった場合には、その特定最低賃金の専門部会を開催し、金額改正の必要性審議を行う予定としております。

9月の実地視察ですが、令和7年度は特定最賃適用事業場に対して実施することを予定しております。特定最賃の改正審議が始まる前に実施する予定としております。

9月から10月にかけて特定最賃専門部会を開催し、金額審議を予定しております。

12月に本審及び第2回特定最賃合同専門部会を開催する予定でございます。

以上が令和7年度の審議予定になります。

会長

令和7年度の審議予定について、皆様からご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いたします。

ございませんでしょうか。

(意見なし)

会長

では、来年度の審議につきましてもどうぞよろしくお願いたします。

それでは、議題3、その他に移りたいと思います。

事務局は資料の説明をお願いいたします。

事務局(部長)

17ページをご覧ください。

賃金引上げに向けた中小企業、小規模事業者への支援策等についてご紹介をいたします。

資料6-1は、業務改善助成金の徳島県版のリーフレットでございます。業務改善助成金は、最低賃金と合わせて広報した結果、昨年度は1年間を通じて162件でしたが、11月の末現在で448件となっております。

21ページ、資料6-2は、徳島県賃上げ応援サポート事業のご案内となっております。業務改善助成金の上乗せ助成と社会保険労務士への報酬費用の補助となっております。

23ページ、資料6-3は、徳島県賃上げ支援事業のリーフレットです。930円未満の従業員の賃金を980円以上に引き上げた中小企業に対し、正規労働者1人当たり5万円、非正規労働者1人当たり3万円の一時金を1社当たりの上限50万円で支給されることとなっております。

25ページ、資料6-4は、他省庁所管の助成金等も含めた中小企業、小規模事業者への支援策をパッケージとしてまとめたものです。2番目のキャリアアップ助成金では、設備投資が難しい企業にも、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、1人当たり5万円などの助成金がございます。上限があり、1社100人までとなっております。

29ページ、資料6-5は、経済産業省中小企業庁が設置している各種経営課題の相談先「よろず支援拠点」のリーフレットとなっております。

最後の資料です。

31ページ、資料7は、全国一般労働組合全国協議会、大鵬薬品工業労働組合からの要請となっ

ております。低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の改定を求める要請として、12月10日付で12月11日に郵送があったものでございます。内容は、物価上昇を上回る地域別最低賃金の引上げ、年2回の引上げ、新たな最低賃金引上げの目標を早急に決めること、最低賃金審議会の審議を低賃金労働者の意向を反映できるものとする、審議について全面公開すること、審議会委員の労働者代表委員に低賃金労働者の代表を入れること等について、徳島労働局長宛ての要請となっております。最低賃金に関する要請として添付させていただきました。

次に、お伝えする事項がございます。

資料は1ページの本審委員の名簿をご覧くださいと思います。

本審委員の皆様方は第54期の委員となり、任期は令和7年3月31日までとなっております。次期委員の選定のため、2月中旬に委員の推薦公示を行います。労使の各団体には公示内容をご連絡いたしますので、ご承知おきをいただければと考えております。

特定最低賃金の委員の皆さんは、毎年ご推薦をいただき、任命の手続きを行っております。来年度に必要性の諮問を行った時点で推薦の公示を行います。その際に労使の各団体からご推薦をいただくこととなっておりますので、その点もご承知おきをいただければと考えております。

以上です。

会長

ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問ございますでしょうか。

(意見なし)

会長

本日予定されております議事は以上となりますけれども、全体を通しましてご意見、ご質問がございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(意見なし)

会長

それでは、本年度の審議を総括いたしまして、会長として一言申し上げます。

本年度も非常に厳しい状況の中、また様々な方々から多くのご意見が寄せられる中で、例年になく難しい審議となりました。

本年度の徳島県最低賃金の審議につきましては、真摯に審議をいただきましたが、最終的には労使における意見の一致はみられず、公益見解をお示しし、採択いただきました。残念ながら全会一致には至りませんでした。労使それぞれが苦しいお立場の中で最終的には労使それぞれで過半数の賛成というご判断をいただいたものと考えております。

また、特定最低賃金の審議におきましても、非常に苦しい業界の状況や労働者の置かれている状況を踏まえながら審議がなされました。一般機械、電気機械のいずれも過去最大の引上げ額であったにもかかわらず、全会一致で結審されました。

来年度は、大幅な引上げがあった今年度の最低賃金の影響もしっかりと見極めつつ、これまで

に引き続き、労使がそれぞれの立場を思いやっただきながら、真摯な議論をいただくことにより、徳島の将来に希望が見いだされる結論が出されますようご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの総括とさせていただきます。ありがとうございます。

最後に、竹中局長からご挨拶をお願いいたします。

事務局（局長）

お世話になっております。徳島労働局長の竹中でございます。

第7回の徳島地方最低賃金審議会及び第2回特定最低賃金合同専門部会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

本年度の最低賃金審議につきましては、委員の皆様におかれまして、大変お忙しい中、真摯にご議論をいただき、改めて感謝申し上げます。

今回の最低賃金の改正につきましては、審議会において、徳島の経済的な立ち位置はどこのか、そしてその立ち位置にふさわしい最低賃金はどうかについて真摯にご議論いただいた結果、決議されたものであり、徳島県にふさわしい最低賃金額を答申いただいたものと受け止めております。

とは申し上げるものの、過去にない、かつ全国でも類をみない大幅な引上げ額であることから、徳島労働局といたしましては、改定後の最低賃金額の周知と確実な履行確保に最善を尽くすとともに、企業に対する賃金引上げ支援策に全力で取り組んでおります。10月以降、徳島県最低賃金・賃金引上げ支援策周知キャラバン、それから徳島県最低賃金大学周知キャラバンなど、労働団体、経済団体、大学等に対し、新たな徳島県最低賃金だけでなく、業務改善助成金や、徳島県独自の支援策である徳島県賃上げ応援サポート事業や徳島県賃上げ支援事業などの支援策の周知に努めてまいりました。引き続きこういった周知に努めるとともに、申請された助成金、先ほどもお話にございましたけども、迅速な支給に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、特定最低賃金の審議につきましても、一般機械、電気機械ともに過去最大となる引上げ額について全会一致による答申をいただき、こちらもそれぞれのお立場で大変重いご決断をいただいたものと考えております。

当局といたしましては、答申に基づき決定した各最低賃金につきまして、引き続き周知、広報に努めるとともに、今後は管内全監督署を挙げまして履行確保のための指導を行ってまいります。また、併せまして労働局、監督署、ハローワークにおいてもこの最低賃金の大幅な引上げの影響がどういったものかしっかりと把握してまいりたいと考えております。

来年度以降の審議におきましても引き続き公労使の委員の皆様がそれぞれのご意見をお出しいただき、またそれぞれのお立場やお考えなども尊重していただきながら、徳島県の将来を見据え、徳島県としてふさわしい最低賃金を決定するという共通の認識をお持ちいただきご議論いただきますようお願い申し上げます。

また、本日は、本年度の審議会につきまして皆様のご意見をいただきました。本日承った貴重なご意見を来年度以降の審議会運営の参考とさせていただきます、事務局としてより円滑に審議が進むよう努めてまいる所存ですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

最後に、委員の皆様方には引き続き当局の行政運営に変わらぬご支援とご協力をいただきますよう心から申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

今年も残り僅かとなってまいりました。よいお年をお迎えいただくよう心からお願い申し上げます。

まして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

以上をもちまして第7回徳島地方最低賃金審議会及び第2回特定最低賃金合同専門部会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。

(閉会)